

第3号議案

広島県立中学校学則の一部改正等について

広島県立中学校学則の一部改正等について、次のとおり提案します。

平成30年10月12日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 提案要旨

広島県立併設型中学校入学者選抜におけるインターネット出願の導入に伴い、入学者選抜料の納付方法を指定する関係規則の一部を改正する。

また、広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等を広島県教育委員会告示で定める。

2 広島県立中学校学則の一部を改正する規則案

入学者選抜料の納付方法を納付書に指定する規定を削除する。

3 広島県教育委員会告示案

広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等を定める。

4 施行期日

広島県立中学校学則の一部を改正する規則 公布の日

広島県教育委員会告示 公布の日

5 根拠規定等

別紙のとおり

広島県教育委員会規則第 号

広島県立中学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県立中学校学則の一部を改正する規則

広島県立中学校学則（平成十五年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

広島県立中学校学則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○広島県立中学校学則 平成十五年三月二十七日教育委員会規則第四号 (入学者選抜料)</p> <p>第二十四条 入学志願者は出願の際、県立学校の授業料等に関する条例(昭和三十一年広島県条例第六号)第二条の規定による入学者選抜料を納付しなければならない。</p> <p>2 既納の入学者選抜料は、これを還付しない。</p>	<p>○広島県立中学校学則 平成十五年三月二十七日教育委員会規則第四号 (入学者選抜料)</p> <p>第二十四条 入学志願者は出願の際、県立学校の授業料等に関する条例(昭和三十一年広島県条例第六号)第二条の規定による入学者選抜料を納付しなければならない。</p> <p>2 入学者選抜料は、納付書により納付しなければならない。</p> <p>3 既納の入学者選抜料は、これを還付しない。</p>

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

広島県教育委員会告示第 号

広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年広島県条例第三十八号。以下「条例」という。）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等（条例第二条第十号に規定する手続等をいう。以下同じ。）を次のように定める。

平成三十年十月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

条例第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等は、次表の上欄に掲げる条例等（条例第二条第一号に規定する条例等をいう。以下同じ。）の同表の下欄に掲げる条項に規定する手続等とする。

条 例 等	条 項
広島県立中学校学則（平成十五年広島県教育委員会規則第四号）	第十三条第一項

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

[昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号]

(教育委員会規則の制定等)

第十五条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

○広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

平成十六年十月十二日条例第三十八号

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 県の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって当該条例等を所管する県の機関等が定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

○広島県立中学校学則

平成十五年三月二十七日教育委員会規則第四号

(入学の出願)

第十三条 入学志願者は、保護者と連署した入学願書及び入学者選抜願を、所定の出願期限内に校長に提出しなければならない。

(入学者選抜料)

第二十四条 入学志願者は出願の際、県立学校の授業料等に関する条例（昭和三十一年広島県条例第六号）第二条の規定による入学者選抜料を納付しなければならない。

- 2 入学者選抜料は、納付書により納付しなければならない。
- 3 既納の入学者選抜料は、これを還付しない。